

## 入札参加資格制限措置の概要

### 1 対象業者の商号又は名称（代表者名）及び住所

商号又は名称（代表者名）	富士通 Japan 株式会社 （代表取締役社長 國分 出）
住 所	神奈川県川崎市幸区大宮町1番地5

### 2 措置期間

令和8年6月18日から令和8年9月17日まで（3か月）

### 3 事実概要

当該事業者の元社員は、退職前に勤務先の同社事務所において、営業秘密として管理する情報を不正に持ち出したとして、令和8年5月12日に不正競争防止法違反により、埼玉県警に逮捕された。

### 4 措置理由

上記のことが、本市建設工事等入札参加資格制限措置要綱別表第2-8（不正又は不誠実な行為）に該当するため。

#### 【入札参加資格制限措置要綱別表第2-8】

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 8 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上12か月以内

#### 問い合わせ先

喜多方市総務部財政課  
〒966-8601 福島県喜多方市字御清水東7244番地2  
電話 0241-24-5279